

第3回 地方税制のあり方に関する検討会 議事概要

1 日時 令和7年5月9日(金) 13時30分～15時30分

2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室

3 出席者 小西座長、内田委員、西野委員、古谷委員、星野委員
上村委員、小西委員、齊藤委員、坂巻委員、佐藤委員、
林委員、吉村委員

4 議事次第

1 開会

2 村上総務大臣挨拶

3 議事

(1) 道府県民税利子割について

4 閉会

5 議事の経過

○ 総務省より、今後の検討にあたっての論点について説明を行い、その後、自由討議が行われた。

(以下、自由討議)

<利子割税收の分析について>

○ 東京都の利子割税收について、説明があったインターネット銀行預金利子及び一時払養老保険等の差益以外の要因もあるのではないかと。さらに分析していただきたい。

○ 制度改正にあたり、現状の利子割税收の状況が一過性のものなのか、今後とも継続すると考えられるものなのかについて分析していただきたい。

○ 足元の金利動向を踏まえた場合、インターネット銀行の伸長により、今後とも利子割税收のあるべき税收帰属地からの乖離が拡大するといえるのか確認する必要があるのではないかと。

- 全国の利子割税込シェアと預貯金残高シェアの乖離について、インターネット銀行の伸長以前にも発生していたかについても確認していただきたい。
- 利子割税込と預貯金残高について、利子割シェアの方が高い団体（東京都・大阪府）が存在するが、乖離の要因について、分析できないか。

< 税込帰属の適正化に向けた方策 >

（清算制度）

- 乖離の状況が一過性のものか、トレンドであるかを十分に精査の上で、状況が継続する場合は、清算によって解消することも一つの案ではないか。
- 理想的には住所地を把握して課税すべきだが、現時点では清算基準を取り入れることもやむを得ないのではないか。
- 仮に清算制度を行う際は、清算基準、実施主体、実施費用などについて、フィージビリティがあるかどうかの検討が必要ではないか。
- 地方税の枠組みの中で、本来の課税権の所在地と納税地とを近づけるための仕組みが存在している。今回の場合でも清算制度の利用といった形で検討していくのは一つの望ましい方向ではないか。
- 利子割について、もし住所と口座がしっかり結びつけられていれば、清算制度は必要ないと思うが、やはり銀行では住所が正確に口座と住所が結びつけられていないことであれば、本来のあるべき姿と乖離してしまうので、清算制度が必要だと考えられる。

（その他）

- これまでの利子課税の在り方に関する整理を踏まえることが必要ではないか。
- 譲与税化を採用しない理由について、整理が必要ではないか。